

伊勢工業高校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月
改定 平成 27 年 1 月
確認 平成 30 年 3 月

1. いじめの定義

『いじめ』とは『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. 学校の方針

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、
「いじめをしない、させない、絶対に許さない」学校づくりに取り組む

3. いじめ防止等の対策のための組織とその役割

1) いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部教諭、各学年主任、各工業科主任、
人権教育担当、教育相談担当、学校関係者評価委員で構成する

2) いじめ防止委員会の役割

- ① 伊勢工業高校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- ② 教育相談およびいじめアンケートの実施と結果集約
- ③ いじめの認知および、解消に必要とされる調査や対応

4. いじめの未然防止・早期発見に向けての取り組み

1) 『躰(しつけ)』重視(規律)

- ・毎月実施する頭髪服装指導において身だしなみを整える
毎年入学当初に身だしなみ講座を実施し、服装への意識を向上させる
- ・週3回の校門指導を行いあいさつ運動、遅刻指導を徹底する
- ・高校生としての自覚を持たせ、特別指導「0(ゼロ)」を目指す

2) 『学力向上』(学力)

- ・マナトレにより基礎学力を向上させる
- ・資格取得へ向けての学習を充実させる
- ・授業に集中できる環境づくり
公開授業の実施・授業への遅刻・中抜けを防止するために入室許可証の発行
教職員による校舎内の巡視
- ・わかる授業の充実
- ・インターンシップによるキャリア教育の充実

3) アンケート・個別面談の実施(実態把握)

- ・年間3回の学校生活等に関するアンケート
- ・年間2回の個別面談、三者懇談
- ・カウンセラーによる教育相談体制の充実

4) 人権教育係との連携による学習（生徒の人権意識向上）

規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、良好な人間関係が築けるようにする

- 4月 1年生に対して人権意識調査、着こなし講座
1年生に対してソーシャルメディアガイドラインの学習、
ネット侵害についての学習
- 5月 3年生に対して統一応募用紙についての学習
- 6月 個別面談、公開授業
- 7月 生徒指導講話、学校生活アンケート、保護者会
- 9月 公開授業・いじめ防止委員会(7月アンケートについて)
- 10月 2年生に対して修学旅行に関する人権学習・個別面談
- 11月 全校生徒への人権学習（講話）
- 12月 生徒指導講話、学校生活アンケート、保護者会
- 1月 1年生に対して人権学習・いじめ防止委員会(12月アンケート・取組評価について)
- 3月 生徒指導講話、学校生活アンケート
いじめ防止委員会(3月アンケート・新入生・基本方針について)

5) 教職員の生徒間に対する情報共有（教職員の意識向上）

- ・毎週1回の各学年会議を実施
- ・毎月1回以上の各科会議を実施

6) 教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図る

7) ネットいじめを含む保護者啓発リーフレットの配布や保護者との意見交換会を開催する

8) 電話相談窓口の周知を行う

9) いじめ発見チェックリスト（P.4）を活用する

（学校生活アンケートの際に全教職員に配布し、生徒の様子を多数の目で把握する）

5. いじめ事案への対応

1) いじめを発見またはいじめの訴えがあった場合

・いじめ被害生徒を守り通す

例 被害生徒と加害生徒が接触し関係がさらに悪化することを防ぐ
(聴取中は携帯電話を預かる、住所・電話番号は絶対に教えない等)
加害生徒の周囲から何らかの言動があると予想される場合(別室にて授業を受けさせる等)
教職員に訴えがあった時点から法的責任が発生します
必ず指導経過を記録しておくこと

・加害生徒には人格の成長を促すよう毅然とした態度で指導する

表面上の注意・指導にとどまらず、加害生徒から反省を引出し被害生徒との関係を改善させるまで指導する

2) いじめの訴えへの対応

- ① 担任による聴き取り（被害生徒、加害生徒）
- ② 生徒指導部への相談
- ③ 生徒指導部による聴き取り（被害生徒、加害生徒、目撃生徒）
被害生徒・保護者への状況説明ならびに謝罪
加害生徒に反省を促し、被害生徒への謝罪の思いを持たせる
加害生徒・保護者から被害生徒・保護者への謝罪
校長・教頭への連絡・報告を行う
- ④ いじめ防止委員会において
事案に応じて、指導としての懲戒を課す
重大事案に関しては警察等と連携する
いじめが解消されるまで加害者、被害者を指導していく
場合によってはカウンセラーによる教育相談を受けさせる
- ⑤ いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す
クラス内におけるいじめ事案は担任による指導を行う
学年・学校全体にまたがるいじめ事案は集会による指導を行う
部活動内におけるいじめ事案は部活動顧問・該当担任と協力し指導を行う

3) 重大事態への対応

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告を行う

重大事態とは

- ① いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより在籍する生徒が相当な期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

重大事態が発生したら

直ちに教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を開き、事実関係を明確にする

事実関係の確認内容

- ① いつから
- ② 誰から
- ③ どのような態様か
- ④ いじめを生んだ背景事情・生徒の人間関係
- ⑤ 教職員・保護者等がどのような対応をしたか（時系列にまとめておく）

質問紙調査を行う場合

調査結果はいじめられた生徒又は保護者に提供する場合がある旨伝え、実施する

いじめ発見チェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 教室にごみが散乱している
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 必要以上に明るく振る舞っている
- 感情の起伏が激しい
- おどおどしたり、作り笑いをしている
- 遅刻・欠席・早退が増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- グループ活動の時に孤立しがちである
- 教職員の近くにいたがる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 発言の中に差別意識が見られる